

「被扶養者実態調査」に関するQ&A

●全般について

1	被扶養者の実態調査を行う理由を教えてください。	被扶養者として該当しない方が扶養に入っていると、余計な医療費や納付金を健康保険組合が負担することになり、健保財政に大きな影響を与えます。その結果、将来的には、保険料を引上げることに繋がりがかねないため、厚生労働省の指導に基づき、扶養の範囲や収入状況の変化を再確認するために毎年実施しています。 扶養の範囲とは ➡ 新たに被扶養者にしたいとき こんなときは？ 川崎重工業健康保険組合 (kenpo.gr.jp)
2	期限までに調査の回答を実施しなかった場合はどうなりますか。	被扶養者の認定可否が判断できないため、健康保険法施行規則第50条第7項「検認または更新を受けない被保険者証は無効とする」に基づき、被扶養者の資格を喪失（扶養削除）することになります。また、削除後に無効となった被保険者証を使用し、医療機関を受診または各種健診等の補助を受けた場合は、後日医療費・健診費用を 返還請求させていただきます。
3	システムへ添付した書類等はもうしたらよいですか。	当組合の審査過程で、提出いただいた書類の内容について、組合からお聞きすることがあります。対象となる被扶養者全員の審査が完了する令和5年12月31日まではお手元で保管をお願いします。それ以降は保管の必要はありません。
4	証明書類発行にともなう手数料等はありますか。	申し訳ありません。手数料等のご自身でご負担願います。

● システムの初回認証

5	保険者指定コードがわかりません。	kawasaki（すべて小文字半角）
6	保険証の記号と番号に間違いがないのに認証がとらない。	8月2日以降に転籍されて保険証の記号と番号が変わってないでしょうか。本システムデータは8月2日時点での所属データを反映させております。8月3日以降に記号（事業所）や番号（被保険者番号）が変更となった方は、古い保険証の記号と番号となります。以前の保険証の記号と番号がわからない方は、健保組合 適用課までお問い合わせください。電話：078-360-8615
7	氏名（カナ）はどのように入力すればいいですか。	氏名はひらがな・カタカナ（半角・全角）のフルネームで入力してください。 苗字と名前の間のスペースは有・無 どちらでも認証可能です。
8	ユーザーIDは何を入れたらいいですか。 また入力規則はありますか。	ご自身で作成されたユーザIDを入力してください。 使用可能文字：半角英字、半角数字、半角記号（@ - _ , +） ※6文字以上50文字以内 ※iBssを利用する全ユーザーの中で、重複する場合はご登録できません。 ※今後、システムにログインする際に使用します。
9	パスワードは何を入れたらいいですか。 またパスワードの入力規則はありますか。	ご自身で作成されたパスワードを入力してください。 a～zの英字（英小、英大文字どちらも利用可）0～9の数字、記号を組み合わせ、8桁以上20桁以内で設定してください。 ※英小文字・英大文字の組み合わせは不要 ※今後、システムにログインする際に使用します。
10	メールアドレスは個人・会社のアドレスどちらを入力したらいいですか。	個人、会社どちらのメールアドレスでも大丈夫ですが、今後、調査において使用するメールアドレスとなりますため、利用しやすい方をお勧めします。 ※迷惑メール防止の設定をされている場合、「khi_kennin@ibss.jp」からのメールを受信できるように許可してください。
11	メールアドレスを持っていません。どうしたらいいですか。	被保険者がメールアドレスをお持ちでない場合は、ご家族のスマホ、PCのメールアドレスをご使用ください。 メールアドレスは、認証コード、提出いただいた書類の確認等で必要ですので、必ずご登録をお願いします。 調査回答に使用するメールアドレスをお持ちでない方は、「JASTコールセンター」にお問い合わせください。 電話：0120-163-065 月～金（祝日除く）10時～16時 ※問い合わせの際は、保険証の記号と番号をお伝えください。

● システムのログイン			
	12	システムへのログイン方法を教えてください。	初回のみログイン iBss https://ibss.jp/khi/signup.ibss 2回目以降ログイン https://ibss.jp/khi/ ※下記のブラウザ環境での使用を推奨しています。 ＜PCの場合＞ Microsoft Edge、Google Chrome 最新版 ＜スマートフォンの場合＞ Safari11以上、Chrome 最新版
	13	昨年度のURLを「お気に入り」に登録してます。そのまま使用できますか。	昨年度の登録情報は、リセットされています。お手数ですが、今年度のURLを再度ご登録の上、ご使用ください。
	14	昨年度のログイン・パスワードは利用できますか。	昨年度の登録情報は、リセットされています。お手数ですが、再度初回ログイン画面より入力を開始してください。 （昨年度と同じID/パスワードの設定は可能です）
	15	ログインができません。	初回ログインの際、ご自身で作成されたIDとパスワードです。入力にお間違いがないかご確認ください。
	16	ユーザIDを忘れてしまいました。	ログイン画面の「ユーザIDを忘れた方はこちら」よりIDをリセットしてください。 リセットメールは登録されているメールアドレスに届きます。届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。 ※迷惑メール防止の設定をされている場合、「khi_kennin@ibss.jp」からのメールを受信できるように許可してください。
	17	パスワードを忘れてしまいました。	ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」よりパスワードをリセットしてください。 リセットメールは登録されているメールアドレスに届きます。届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。 ※迷惑メール防止の設定をされている場合、「khi_kennin@ibss.jp」からのメールを受信できるように許可してください。
	18	パスワードにロックがかかってログインできません。	パスワードは10回間違えるとロックがかかります。ロック解除依頼をJASTコールセンターまでご依頼ください。 電話 :0120-163-065 月～金（祝日除く）10時～16時 メール：khi_kennin@ibss.jp(24時間受付可・返信は電話対応時間内) ※問い合わせの際は、保険証の記号と番号をお伝えください。
	19	認証メールが届かない。	以下のことが想定されますので、今一度ご確認ください。 ・登録したメールアドレスに誤りはありませんか。 ・迷惑メールフォルダに入っていないですか。 ※迷惑メール防止の設定をされている場合、「khi_kennin@ibss.jp」からのメールを受信できるように許可してください。
	20	システムの使い方がわからない。 どうしたらいいですか。	「JASTコールセンター」にお問い合わせください。 電話：0120-163-065 月～金（祝日除く）10時～16時 メール：khi_kennin@ibss.jp（24時間受付可・返信は電話対応時間内） ※問い合わせの際は、保険証の記号と番号をお伝えください。
● 書類のアップロード			
	21	提出書類はスキャンしてPDFにする必要はありますか。スマホで書類を撮影してはダメでしょうか。	PDFでもスマホでの撮影したものでもどちらでも問題はございません。ただし、スマホで撮影される場合は、書類の文字・内容がはっきり見えるように撮影してください。内容が確認できない場合は、再提出をお願いすることがあります。
	22	書類が提出期限までに揃いません。どうしたらいいですか。	揃っている書類を先に提出してください。 システムは以下の手順で進めてください。 ①アップロード画面で各提出資料の下にある「未提出で進める」のバーを右にスライドさせる。 ②未提出で進める理由を記載する欄が表示されるので、「理由」と「提出予定日」を記入する。 例）資料取寄せ中のため、●月●日に提出予定 ③「上記の書類を添付して、調査票を提出する」をクリックし、システムを終了させる。 ④提出予定日までに未提出の書類をアップロードして提出する。

	23	現在パート勤務をしています。 提出書類で直近3ヵ月分（7月～9月）の給与明細が必要とのことですが、8月は出勤しておらず無給なので給与明細也没有ありません。 どうしたらいいですか。	提出が可能な直近3ヵ月分の給与明細の提出をお願いします。 無給で提出できない月がある場合は、調査画面に戻っていただき、調査システム内にある【連絡欄】に給与明細が提出できない理由をご記入ください。
	24	アップロードの「上記の書類を添付して、調査票を提出する」後に書類の差し替えは可能ですか。	提出締め切り日まではファイルの再アップロードは可能です。 差し替えする資料の横に表示されているゴミ箱マークをクリックし、「削除」してから、再度、資料のアップロードを実施してください。
	25	追加書類を添付して提出しようとしたが、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」という表示が選択できない状態で押せませんでした。どうしたらいいですか。	一度「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンをクリックして提出している場合は表示されません。 追加提出時には、「保存」をクリックすれば、資料は更新されています。
	26	調査票の入力間違いに気が付いて直したかったのですが、修正できませんでした。どうしたらいいですか。	調査画面は、アップロード画面で「上記の書類を添付して、調査票を提出する」を押すと提出済になり入力 of 修正ができません。 「JASTコールセンター」にお問い合わせください。 電話：0120-163-065 月～金（祝日除く）10時～16時 メール：khi_kennin@ibss.jp(24時間受付可・返信は電話対応時間内) ※問い合わせの際は、保険証の記号と番号をお伝えください。
	27	アップロードの仕方がわかりません。 どうしたらいいですか。	①アップロードする対象者の提出書類ごとに右下に表示されている「ファイル選択」をクリックする ②「参照」をクリックし、アップロードするファイルを保存している場所から選択する ③ファイルを選択し、「開く」をクリックする ④選択したファイルが表示されるので、「アップロード」をクリックする アップロードした添付資料のファイル名が表示されると、アップロード完了です ※その他の提出書類も①～④を繰り返し同様にアップロードする
●扶養認定基準			
	28	被扶養者認定の収入基準を教えてください。	川重健保HP 新たに被扶養者にしたいとき こんなときは？ 川崎重工業健康保険組合 (kenpo.gr.jp) をご確認ください。
	29	収入と所得の違いを教えてください。	収入：手取り額ではなく、所得税や社会保険料が引かれる前の額 給与（交通費を含む）、賞与、年金、自営業の営業収入、不動産賃貸料、権利金、株式の譲渡益・配当金、預貯金の利子、社会保険からの手当金（健康保険法による傷病手当金、出産手当金）・給付金収入（雇用保険法による失業給付金）などすべてを含む 所得：収入から源泉徴収額など必要経費を差し引いた額
	30	自営業の直接的経費とは何を指すのか教えてください。	直接的必要経費とは、「業務に関連する費用」ではなく、「業務を行う上で最低限必要と判断される直接的な経費」になり、間接的なものは経費として認めておりません。税法上の経費の考え方とは異なりますのでご注意ください。
	31	妻が働いていて給与をうけています。金額は少ないですが、健康保険証が交付されているようです。扶養からはずす手続きが必要ですか。	必要です。勤務先で健康保険証が交付されている場合は、収入額に関わらず、扶養をはずす手続きが必要です。
	32	昨年度、相続の一時的な収入があったので「所得（課税）証明書」には、扶養上限額を超えた金額が記載されていました。一時的な収入でも扶養からはずす必要がありますか。	一時的に発生した所得（相続・不動産売却収入など）は収入とみなしません。主として被保険者に生計を維持されていれば扶養は継続できます。 システムは以下の内容を入力してください。 令和5年1月～12月に一時的な所得がある場合は、【その他の収入（年収）】に収入額を記載してください。また、【連絡欄】に収入の発生日付・内容を記載してください。 ※記載内容から、一時的ではなく恒常的な収入と思われた場合は、追加で書類の提出を依頼することがあります。

	33	別居中の両親を扶養しています。当初は同居していましたが、私（被保険者）が転勤し別居となり仕送りもしていません。扶養は継続できますか。	扶養継続はできません。 扶養を継続するのであれば、ご両親の生活費の半分以上を被保険者が負担している必要があります。 経済的に生活費の半分以上を負担をしていない両親は「被保険者により主として生計が維持されている」とは言いがたく、経済的扶養関係が認められないので、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
	34	私（被保険者）が単身赴任により、配偶者と子供と実母と別居になりました。扶養は継続できますか。	被保険者に扶養されている配偶者および子供と同居しているのであれば、被保険者と別居であっても、会社命令による単身赴任のためであり、実母も同居の延長ととらえ扶養継続可能です。 また送金証明も不要です。 ただし、「単身赴任」とは会社命令により別居をすることになった場合に限り、通勤距離の関係で、ご自身の判断で別居されている場合は単身赴任とみなされませんので、その場合は送金証明が必要になります。
● 調査対象者			
	35	扶養している家族が表示（記載）されていません。	表示（記載）がない場合は、調査対象外です。 令和5年度実態調査より、マイナンバーを活用した情報照会により得た情報をもとに当組合で一次調査を行い、一次調査では判断が付かず、詳細確認が必要となった方へWEB検認システム iBssによる回答を依頼しております。 ＜詳細確認を必要とする方＞ 令和4年の年間収入が一定基準以上の方 自営業、不動産、株式等給与収入以外の収入がある方 情報照会にて情報が取得できなかった方 子・配偶者以外の続柄の方 等
	36	妻と子供3人（長男・長女・次女）を扶養していますが、次女のみ今回の調査対象でした。間違いでしょうか。	間違いではありません。（「令和4年の年間収入が一定基準以上」「自営業、不動産、株式等給与収入以外の収入がある」等、一次調査で判断が付かず、詳細確認が必要と判断しております。）今回の場合、次女の方のみ詳細確認が必要と判断し、調査対象と致しました。 令和5年度実態調査より、マイナンバーを活用した情報照会により得た情報をもとに当組合で一次調査を行い、一次調査では判断が付かず、詳細確認が必要となった方へWEB検認システム iBssによる回答を依頼しております。 ＜詳細確認を必要とする方＞ 令和4年の年間収入が一定基準以上の方 自営業、不動産、株式等給与収入以外の収入がある方 情報照会にて情報が取得できなかった方 子・配偶者以外の続柄の方 等
	37	「マイナンバーを活用した情報照会」とは、どういうことでしょうか。	健保組合は「番号法」に基づき「個人番号利用事務実施者」として他機関（市区町村・日本年金機構等）との間で情報照会を実施できます。 健保組合は、他の行政機関等から加入者の住民基本台帳・所得・年金・雇用保険・他健保加入等の情報を得ることが出来、それらを活用することが認められています。 川重健保では、今年度の実態調査を行うにあたり、マイナンバーを活用して他の行政機関等から、被扶養者の方の所得・年金・雇用保険等の情報を事前に収集させていただきました。
	38	確認対象の被扶養者が近々就職予定です。システムへの登録と書類のアップロードは必要ですか。	現状についての回答をお願いします。 就職後に、別途扶養をはずす手続きを実施してください。
	39	私（被保険者）は10月31日までに退職予定ですが、システムへの登録と書類の提出は必要ですか。	10月31日までに退職され川重健保から脱退される事が確定されている方はシステムへの回答は不要です。 転籍・再加入等で、引き続き川重健保へ加入される場合は、回答をお願いします。
	40	私（被保険者）は10月31日に退職して、11月1日から任意継続になります。が回答は必要ですか。	回答をお願いします。 また、本システムデータは8月2日時点での所属データを反映させております。8月2日時点での保険証の記号と番号がわからない方は、健保組合適用課までお問い合わせください。電話：078-360-8615
	41	被扶養者が海外留学中です。システムへの登録と書類の提出は必要ですか。	令和2年4月1日の法改正により被扶養者の扶養条件に「日本国内に住所を有するもの」と追加されました。海外に留学している学生は、例外的認定事由に該当するため、すべて必要です。

	42	被扶養者は8月に就職しています。すでに「健康保険被扶養者（異動）届<削除>」を提出していますが、調査依頼がきました。回答は必要ですか。	本システムデータは令和4年8月2日時点で当組合に加入されている被扶養者を調査対象としています。それ以降に被扶養者の削除の手続きをされた方にも案内通知をお送りしておりますため、システムへの回答をお願いします。 扶養から外す手続きが終了している方のシステムは以下のように登録してください。 ①ログイン後、調査票の【職業・収入】選択画面にて「【扶養削除】対象の被扶養者はすでに削除手続きをしている」を選択 ②【同居・別居】は「同居」を選択 ③最下部にある「上記の内容で調査票を作成する」をクリック ④「上記の内容で調査票を作成しますか。」と表示されたら【OK】をクリック ⑤「必要書類の確認・添付へ」のボタンをクリック ⑥アップロード画面にうつったら、最下部にある「上記の書類を添付して、調査票を提出する」をクリック ⑦「提出します。よろしいですか。」と表示されたら【OK】をクリック ⑧「閉じる」で完了です。
	43	アドレス登録は必須ですか。	必須です。認証コードの連絡、健保組合からの連絡、パスワード忘れの際等にメールアドレスが必要になりますので、登録してください。 必ず普段使用しているメールアドレスを登録してください。
	44	単身赴任中で大学生の子供は、同居の学生、下宿の学生どちらを選択すればいいですか。	会社命令で単身赴任されている方が家族と別居している場合は同居とみなしています。 したがって、お子様が別居の自宅から学校に通っていれば「同居の学生」、自宅から異なる場所に住んで学校に通っている場合は「下宿の学生」と回答してください。
	45	調査票の、「収入（年収）」はいつの時点の収入を入力すればいいですか。	令和5年1月～令和5年12月の1年間分の収入見込み（税引き・社会保険料天引き前の金額）を入力してください。
	46	調査画面において「別居」を選択した場合の住所の入力は必要ですか。	必要となります。調査対象者の現住所を入力お願いいたします。 ただし、iBssに別居の入力だけでは、健保への登録とはなりません。健保へ別居のお届けがまだの場合は、別途「住所変更届」をお勤め先の健保担当窓口へご提出お願いします。
●提出書類について（送金証明）			
	47	大学に通うため別居中だった息子が昨年大学を卒業しました。現在は、そのままその土地に残り、フリーターとして働いています。現在も別居中ですが、どのような証明が必要でしょうか。	扶養を継続するのであれば、息子の生活費の半分以上を被保険者が負担している必要があります。 継続した送金を証明するための書類、直近3カ月の送金で誰から誰へいつ、いくら支払いをされたか確認できるものを提出してください。（手渡しは不可） 例）現金書留の控え、ATMご利用明細の控え、口座間送金が明記された通帳の写し 生活費を被保険者が負担していない場合は、速やかに扶養からはずす手続きを実施してください。
	48	被扶養者は学生です。学校が遠方にあるために下宿していますが、送金証明は必要でしょうか。	不要です。学生証（両面）または在学証明書（有効期限内のもの）を提出してください。
	49	私（被保険者）は東京に単身赴任中です。配偶者と子供は神戸に住んでいるのですが別居となります。仕送りの送金証明書は必要でしょうか。	会社の命令による単身赴任であれば、仕送りの送金証明書提出は不要です。 自己都合であれば、仕送りの送金証明は必要です。
●提出書類について（確定申告関連）			
	50	自営業です。確定申告はしていませんが、どうしたらいいですか。	確定申告をしていない場合は、回答調査システム内にある【連絡欄】へ「確定申告をしていない」旨とその理由を記載してください。事業を始めたばかりの場合は、開業届を提出ください。
	51	確定申告書に収受印の記載がありません。どうしたらいいですか。	印がない理由、記名を書面に直筆で追加記入し、それをPDFまたは書類を撮影しアップロードしてください。
	52	e-Taxで申告しましたが、確定申告書に電子受付日の記載がありません。どうしたらいいですか。	申告書上部に「電子申告日時」「受付番号」がない場合は、受信通知（※）を提出してください。 ※受信通知：申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール

	53	確定申告書の控えを紛失しました。どうしたらいいですか。	確定申告書を提出した税務署の窓口または郵送で開示請求をしていただき、確定申告書の控えを再発行してもらいアップロードしてください。なお、開示請求をした場合は入手までに1ヵ月程度かかります。開示請求に関しては、税務署にお問い合わせください。 ※提出〆切期限の10月31日をすぎる場合は、【連絡欄】に「確定申告の開示請求中」と記載してください。
●提出書類について（その他）			
	54	有効期限が記載されていない学生証の場合、在学証明書の取得が必須でしょうか。	有効期限が記載されていることが理想ですが、記載がない場合は発行日（開始日・就業日）が記載されていれば、一般的な学生の期間で判断させていただきますこととします。（例えば高校生であれば、発行日から3年以内であれば学生であるとみなす） 有効期限も発行日も記載がない場合は、在学証明書の取得をお願いします。
●不備メールを受信した			
	55	資料を提出しているのに、何度も修正の督促や未提出の督促がくるのはなぜですか。	調査票の修正、書類のアップロードをしたときは、「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタンを最後に必ずクリックして提出してください。「上記の書類を添付して、調査票を提出する」ボタン表示が選択できない状態であれば、提出が完了しています。
●コロナ関係			
	56	被扶養者がコロナワクチン接種業務に従事する医療職で、令和4年の収入が扶養認定基準上限を超えています。扶養から外す必要がありますか。	厚労省の通知（ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html ）により、 「2021年4月～2024年3月末までコロナワクチン接種に従事した医療職の接種業務に関する給与を収入確認の際の収入として含めないこと」とされております 対象となっている医療職の方は、コロナワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市区町村、医療機関等）に収入額に関した申立書を記載してもらってください。申立書に記入された額を収入から減額して、扶養確認を行います。 コロナワクチン接種業務以外のコロナ対応関連業務の場合は、給与明細および雇用主発行文書（いずれもコロナ対応による一時的な収入増が確認できるもの）の提出をお願いします。 提出書類がわからない場合は、お勤め先の健保組合担当窓口または健保組合 適用課（078-360-8615）までにご相談ください。 ※対象医療職： コロナワクチン接種業務に従事する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士および救急救命士 <u>詳しくはこちらから→新着情報バックナンバー 川崎重工業健康保険組合 (kenpo.gr.jp)</u>
	57	自営業ですが、コロナが理由で持続化給付金等の助成があり扶養認定基準額上限を超えています。扶養の継続はできますか。	扶養確認は、コロナによる持続化給付金等の給付額のわかる書類の提出により、その給付額を収入から減額して判定を行います。減額した残りの収入額が扶養認定基準上限を超えていなければ扶養継続できます。給付を受けられている方は調査票に☑をお願いします。 令和4年1月以降のコロナによる持続化給付金等の給付通知書を提出してください。給付通知書を紛失した場合は、銀行通帳やネットバンキングの振込明細（振込先・振込名・金額・振込日）の写しを提出してください。